

議案第12号

令和7年度岩出市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度岩出市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ931,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,589,497千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第9号）」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

令和8年2月27日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正（第 9 号）
 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		5,105,758	376,300	5,482,058
	1. 国庫負担金	3,016,183	112,988	3,129,171
	2. 国庫補助金	2,075,490	263,312	2,338,802
16. 県支出金		2,068,965	84,975	2,153,940
	1. 県負担金	1,254,974	54,726	1,309,700
	2. 県補助金	613,511	30,249	643,760
19. 繰入金		934,797	333,616	1,268,413
	1. 繰入金	934,797	333,616	1,268,413
21. 諸収入		617,325	6,800	624,125
	3. 雑入	615,010	6,800	621,810
22. 市債		365,500	129,600	495,100
	1. 市債	365,500	129,600	495,100
補正されなかった款項にかかる分		13,565,861		13,565,861
歳入合計		22,658,206	931,291	23,589,497

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,295,475	29,006	2,324,481
	1. 総務管理費	1,823,905	29,006	1,852,911
3. 民生費		10,049,683	265,212	10,314,895
	1. 社会福祉費	5,189,208	229,213	5,418,421
	2. 児童福祉費	3,931,082	10,725	3,941,807
	3. 生活保護費	929,293	25,274	954,567
4. 衛生費		3,969,296	3,553	3,972,849
	1. 保健衛生費	1,526,732	3,553	1,530,285
5. 農林業費		186,497	47,000	233,497
	1. 農業費	162,186	47,000	209,186
7. 土木費		1,831,299	338,792	2,170,091
	2. 道路橋梁費	555,256	361,700	916,956
	4. 都市計画費	1,127,189	△22,908	1,104,281
8. 消防費		826,800	2,637	829,437
	1. 消防費	826,800	2,637	829,437
9. 教育費		2,106,625	245,091	2,351,716
	2. 小学校費	502,180	95,568	597,748

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 中学校費	276,605	125,103	401,708
	5. 保健体育費	725,427	24,420	749,847
補正されなかった款項にかかる分		1,392,531		1,392,531
歳	出	合	計	
		22,658,206	931,291	23,589,497

第 2 表

繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	社会保障税番号システム改修事業	3,278
2 総務費	1 総務管理費	デジタル基盤改革に伴うシステム改修事業	18,073
3 民生費	1 社会福祉費	総合保健福祉センター配管更新事業	13,420
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬場改修事業	163,328
5 農林業費	1 農業費	桃坂新池整備改修事業	54,180
5 農林業費	1 農業費	船戸池整備事業	19,000
5 農林業費	1 農業費	五坊池事業計画書作成業務	11,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道金屋荊本線新設改良事業	310,430
7 土木費	2 道路橋梁費	風吹橋橋梁長寿命化修繕事業	21,000
7 土木費	2 道路橋梁費	舗装長寿命化修繕事業	20,700
9 教育費	2 小学校費	山崎北小学校トイレ改修事業	95,568
9 教育費	3 中学校費	各中学校LED化改修事業	125,103
9 教育費	5 保健体育費	トイレコンテナ等購入事業	24,420

第 3 表

地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
学校教育施設等整備事業債 (小学校分)	千円 46,600	普通貸借	10%以内(ただし、利率 見直し方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体金融機 構等資金について、利率の見 直しを行った後においては、 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還も しくは低利に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業債 (中学校分)	83,000	又は 証券発行		
計	129,600			

議案第13号

令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度岩出市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,978,547千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第4号）」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年2月27日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正（第 4 号）
 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		744,889	19,211	764,100
	2. 国庫補助金	85,463	19,211	104,674
7. 繰入金		647,470	897	648,367
	1. 一般会計繰入金	588,658	897	589,555
補正されなかった款項にかかる分		2,566,080		2,566,080
歳入合計		3,958,439	20,108	3,978,547

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		60,858	9,271	70,129
	1. 総務管理費	13,181	9,271	22,452
5. 諸支出金		49,770	10,837	60,607
	3. 基金費	1	10,837	10,838
補正されなかった款項にかかる分		3,847,811		3,847,811
歳出合計		3,958,439	20,108	3,978,547

第 2 表

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金額
1 総務費	1 総務管理費	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	千円 7,478

議案第14号

令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和7年度岩出市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,348,390千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第4号）」による。

令和8年2月27日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳入歳出予算補正（第 4 号）

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		595,516	34,084	629,600
	1. 後期高齢者保険料	595,516	34,084	629,600
補正されなかった款項にかかる分		718,790		718,790
歳入合計		1,314,306	34,084	1,348,390

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,302,096	34,084	1,336,180
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,302,096	34,084	1,336,180
補正されなかった款項にかかる分		12,210		12,210
歳出合計		1,314,306	34,084	1,348,390

議案第15号

令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）

令和7年度岩出市の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第1条 令和7年度岩出市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）		（計）
		収	入	
第1款 水道事業収益	1, 241, 471千円	3, 381千円		1, 244, 852千円
第1項 営業収益	829, 669千円	3, 381千円		833, 050千円

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額883, 794千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額94, 610千円及び損益勘定留保資金789, 184千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額966, 077千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額101, 405千円及び損益勘定留保資金864, 672千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）		（計）
		収	入	
第1款 資本的収入	404, 544千円	17, 717千円		422, 261千円
第1項 工事負担金	261, 252千円	△7, 283千円		253, 969千円
第4項 補助金	143, 290千円	25, 000千円		168, 290千円
		支		
		出		
第1款 資本的支出	1, 288, 338千円	100, 000千円		1, 388, 338千円
第1項 建設改良費	1, 270, 956千円	100, 000千円		1, 370, 956千円

令和8年2月27日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

議案第16号

令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和7年度岩出市の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第1条 令和7年度岩出市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収	入	支	出	
第1款 下水道事業収益	1, 260, 372千円			4, 284千円	1, 264, 656千円
第2項 営業外収益	920, 009千円			4, 284千円	924, 293千円
第1款 下水道事業費	1, 161, 811千円		△15, 058千円		1, 146, 753千円
第1項 営業費用	999, 031千円		△9, 058千円		989, 973千円
第2項 営業外費用	151, 779千円		△6, 000千円		145, 779千円

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額480, 526千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額100, 721千円及び損益勘定留保資金379, 805千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額486, 980千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額93, 430千円及び損益勘定留保資金393, 550千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収	入	支	出	
第1款 資本的収入	2, 409, 053千円		△104, 014千円		2, 305, 039千円
第1項 企業債	1, 168, 100千円		△73, 600千円		1, 094, 500千円
第2項 出資金	461, 304千円		△30, 414千円		430, 890千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 889, 026千円	△97, 007千円	2, 792, 019千円
第1項 建設改良費	2, 031, 571千円	△83, 600千円	1, 947, 971千円
第2項 企業債償還金 (企業債の補正)	809, 955千円	△13, 407千円	796, 548千円

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
下水道 事業	千円 1,168,100	普通 貸は 証券 発行	10%以内(た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機構 等資金について、 利率の見直しを行 った後において は、見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはそ の債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。	千円 1,094,500	普通 貸は 証券 発行	10%以内(た だし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び地方 公共団体金融機構 等資金について、 利率の見直しを行 った後において は、見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはそ の債権者と協定するも のによる。 ただし、据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。

令和8年2月27日提出

岩出市長 中 芝 正 幸